

## 平成 26 年度 仙台市障害者施策推進協議会（第 8 回）議事録

- 1 日時 平成 27 年 2 月 5 日（木）18：30～20：00
- 2 場所 仙台市役所本庁舎 2 階 第一委員会室
- 3 出席 相澤委員，阿部委員，市川委員，岩館委員，大坂委員，桔梗委員，黒瀧委員，坂井委員，佐々木委員，白江委員，鈴木委員，中村（晴）委員，中村（祥）委員，八木委員
- ※欠席：赤間（宏）委員，小山委員，川村委員，久保野委員，目黒委員，諸橋委員  
[事務局]鈴木健康福祉部長，高橋障害企画課長，石川障害者支援課長，金子障害者総合支援センター所長，林精神保健福祉総合センター所長，佐久間北部発達相談支援センター所長，佐々木南部発達相談支援センター所長，後藤青葉区障害高齢課長，伊藤青葉区宮城総合支所保健福祉課長，加藤宮城野区障害高齢課長，佐藤若林区障害高齢課長，小原太白区障害高齢課長，伊藤太白区秋保総合支所保健福祉課長，矢本泉区障害高齢課障害者支援係長，福井主幹兼企画係長，齋藤サービス管理係長，都丸地域生活支援係長，早坂主幹兼障害保健係長，須田施設支援係長，三條指導係長，富山主事，高橋主事
- ほか傍聴者 18 名

### 4 内容

#### （1）開会

#### （2）会長挨拶

会 長 皆さん，おぼんでございます。

本日は，計画関係に関する障害者施策推進協議会ということで，皆さんとともに審議を進めさせていただきます。今日の内容につきましては，第 4 期仙台市障害福祉計画中間案に関する意見募集の結果，並びに協議事項として，第 4 期仙台市障害福祉計画案について，これをしっかりと審議して，やがてこれが市長さんへの答申になるものでございます。とても大事な会議でございますので，皆さん，よろしく願いいたします。

#### （3）議事録署名人指名等

##### （1）定足数の確認

事務局より定足数の確認がなされ，会議の成立が確認された。

##### （2）議事録署名人指名

議事録署名人について，会長より中村祥子委員の指名があり，承諾を得た。

#### （4）議事

計画関係について

(1) 報告事項

・「第 4 期仙台市障害福祉計画 中間案」に関する意見募集（パブリックコメント）の実施結果について

会 長 それでは、次第の 4 議事に入ります。

まず、議事の（1）報告事項の第 4 期仙台市障害福祉計画中間案に関する意見募集（パブリックコメント）の実施結果について、及び（2）協議事項の第 4 期仙台市障害福祉計画（平成 27 年度～29 年度）の案について、続けて事務局より説明願います。

事務局  
(高橋課長) 中間案に対するパブリックコメントの実施結果につきまして、資料の 1-1 を使ってご説明いたします。

実施概要でございますが、意見の募集は平成 26 年 12 月 16 日から、年が明けまして 1 月 16 日までの期間に実施をいたしました。

意見募集の方法につきましては、（2）の 1 から 4 にお示ししている方法をとりました。意見は、郵送、ファクス、電子メールのいずれかの方法で提出をしていただいております。

次に、提出された意見の数ですが、19 の個人と団体から合計 42 件のご意見をいただいております。提出方法の内訳は括弧にお示しをしたとおりでございます。

意見の内訳でございますけれども、到達目標に関するものが 3 件、計画期間において重点的に取り組む事業に関するものが 10 件、見込量確保のための方策、それから見込量に関するものが 14 件、今後取り組むべき事業に関するものが 5 件、その他のものが 10 件、合計 42 件でございます。

意見の内容と本市の考え方につきましては、資料 1-2 をご覧いただきたいと思っております。

意見内容のところに要約と書いてありますけれども、実際は要約ではございませんで、いただいた文章をそのまま載せてございます。ただ、一部に長い文章をご意見ごとに分けた際に語尾などを調整したものや、個人が特定できる情報が含まれている部分について削除をしているものがございます。

まず、到達目標に関するもの。1 番は、施設入所者の地域生活への移行者数に関するものを 1 件いただいております。これは地域生活への移行者数の数字の設定につきまして、「45 人というだけではなくて新規施設入所者の想定している 25 人も加えてはどうか」というご意見でございます。これにつきましては、「移行者数の到達目標を設定する場合にこれまでの実績の推移、それから入所希望者などの数も考慮した上で、さらに地域移行を進めるものとして設定しております。今後、その目標の達成に向け、地域移行の受け皿となるグループホームの整備など、必要な施策を推進してまいります」という回答にしております。

次、施設入所者数に関するものでございます。2 番は、「施設入所者の数について単純に数を減らしていくのではなく、施設のあり方や施設機能の充実を十分に検討した上で方向性を決定していただきたい」ということと、「サービスの選択肢を拡大す

るだけではなく、サービス間の連携をフォローアップするような計画をつくってほしい」というご意見でございました。これにつきましては、「施設から地域生活へ移行する基本的な方向性がありますが、施設入所支援も重要なサービスであると認識しております。施設と地域のどちらに生活しても必要な障害福祉サービスを適切に利用することができるよう、いただいたご意見を参考に関係機関と連携しながら施策の充実に努めてまいります」とお答えしております。

3 番、福祉施設から一般就労への移行者数に関するものでございます。ここで目標の設定は就労移行率 30%以上に達する事業所を増やしましょうということで目標設定をしておりますが、「一般就労に移行できないかたへの支援もきちんと取り組む必要があるのではないか」というご意見でございます。これにつきましては、「就労移行支援事業所では、障害のあるかたの一般就労等への移行に向けて、作業や実習、適性に合った職場探しなどの支援をおこないますが、企業等の雇用に結びつかなかった場合でも就労機会が得られるよう支援します。就労移行支援事業所の支援力向上とともに、企業の障害者雇用への理解を促進し、一人でも多くのかたが企業等への就労ができるよう取り組んでまいります」とお答えをしております。

次に、2 ページをめくっていただきまして、計画期間において重点的に取り組む事業でございます。

まず、グループホームの設置促進に関するものでございます。4 番ですが、「新築物件に対しても補助金が出るなどの財政面での支援の拡充を計画にも反映すべきです」というご意見でございました。これにつきましては、「平成 26 年度にグループホームの新設に要する費用、消防設備の設置、建築基準法上の用途変更に伴う改修に対するものですが、これに関する補助制度を創設し、グループホーム設置促進に努めております。補助要件に該当する場合は新築の場合も利用できますのでご相談ください」とお答えをしております。

次は 5 番でございます。ここは、3 行目の後半からですが、「グループホームを設置しようとする個人・団体をサポートする機関がなく、設置後も適正な運営をおこなっていきけるよう様々な情報を得られるグループホーム連絡会等の機能が現在は皆無の状況である」、一番最後の文章ですが、「官民協働でのグループホームの支援体制を前向きに検討していただきたい」というご意見でございます。これにつきましては、「グループホームの設置促進を図るためには事業者のかた々の協力が不可欠です。昨年開催したグループホームの研修会には多くの事業者のかたに参加いただき、関心も高いと感じておりますので、いただいたご意見を参考にさせていただき、事業者の皆さんの協力を得ながらグループホームの設置促進に取り組んでまいります」とお答えをしております。

6 番は「グループホームの運営者や事業者に対する支援体制の拡充が必要ではないか」、「新規開設を支援するような制度にさせていただきたく要望いたします」というご意見でございます。これに対しましては、「グループホームの運営費に関しては、国に対して事業所の運営体制に配慮し必要な職員配置をおこなうことが可能となる適

切な報酬単価の設定をおこなうよう要望しております。また、本市独自の支援として、グループホームの新設に要する費用の補助制度を創設したところです。いただいたご意見に対しては、「今後のグループホーム設置促進策の参考にさせていただきます」と回答をいたしております。

次に、生活介護事業所の設置促進に関するものでございます。7番は「2箇所新設するという目標を立てておりますが、2箇所では少ないのではないか」というご意見でございます。あわせて、「医療的ケアを必要とされるかたなどの受け入れ先が少なく憂慮される」、「介護保険の基準該当サービスでの生活介護利用の選択肢もあるけれども、なかなか利用が難しい」というご意見でございます。これに対しましては、「重い障害のあるかたの日中活動の場として生活介護事業所は重要であることから、医療的ケアのかたの受け入れも含め、本市主導で事業所を設置してまいります。また、既存の生活介護事業所が障害種別や障害特性に対応した支援をおこなうなど、いただいたご意見を参考に支援の充実も検討してまいります」と回答をしております。

続いて、3ページ目でございます。

8番のご意見は、「生活介護事業所については知的のかたを対象にしたものが多く、精神や難病を対象にした生活介護の事業所の指定も進めてほしい」というご意見でございます。これにつきましては、「いただいたご意見については今後の参考にさせていただきます。生活介護事業所の事業所指定の際には主たる対象を精神、難病とすることもできますので、事業所開設を希望される場合はご相談ください」と回答をしております。

次に、就労支援体制の推進に関するものでございます。

9番は、「就職後の定着支援というものを希望されるかたが非常に高く、需要が高い支援だと感じます。移行支援事業所に通所されているかたの支援もしたいが、なかなか負担になって難しい」というご意見がございました。これにつきましては、「一般就労した障害のあるかたの職場定着は課題であると考えております。このため企業で働く障害のあるかたが体験を発表するセミナーの開催、障害者雇用積極的に取り組んでいる企業の事例を紹介するなど、企業の障害者雇用の理解促進を図り、障害のあるかたが職場に定着できるよう取り組みを進めております。また、職場定着に関しては、ハローワークや就労移行支援事業所など、関係機関と連携した支援も重要であることから、引き続き連携して支援してまいります」とお答えをしております。

10番は、「一般企業の受け入れ、それから就労定着のためには、現場を含めて関係機関から理解説明、啓発が必要ではないか」というご意見でございます。これにつきましては、「いろいろセミナーを開催するなど、企業の障害者雇用についての理解促進に努めています。また、精神障害者のかたの生活支援、就労支援については、医療機関との連携が必要になるということもありますので、今後の参考にさせていただきます」とお答えをしております。

次に、相談支援体制の充実につきましてでございます。

11番、「当事者相談員である障害者相談員との連携の必要性を感じています」とい

うところにつきましては、「障害者相談員も含めて地域における連携体制の推進に努めてまいります」とお答えをしております。

12 番、「各区に設置される障害者自立支援協議会の役割として、差別解消の推進、それから虐待防止の一層の推進ということを位置づけてはどうでしょうか」というご意見でございます。ここにつきましては、「差別解消それから虐待防止につきましては、障害者保健福祉全体で取り組むべき課題として計画の中では位置づけております。それから、各区の自立支援協議会では、差別解消それから虐待防止も含めて地域の福祉の課題に取り組んでいくこととしております」と回答をしております。

13 番、「区の自立支援協議会の設置に伴う地域の相談支援機関の連携をこれまで以上に図っていきたい」というご意見でございますので、ここは「今後ともご理解、ご協力、よろしく申し上げます」とお答えをしております。

次、見込量確保のための方策・見込量でございます。

まず、障害福祉サービスのうち、自立訓練に関するものでございます。14 番のところは、「難病の方々への事業の周知を一層拡大したいです」、「就労先への移行についても支援を拡充していきたい」というご意見でございましたので、「今後ともご協力よろしく申し上げます」と回答しております。

15 番につきましても、自立訓練（機能訓練）について、「医療的ケアが必要なかたの受け入れに努めたい」、「医療機関への周知連携を強化したい」、「利用終了者へのつながりを維持したい」というような、事業に対する協力を進めていきたいというご意見でございましたので、これについても「今後ともよろしく申し上げます」と回答しております。

16 番は、就労移行支援に関するものでございます。「就労に向けた支援として、免許証の取得、パソコンや英語、管理栄養士に向けた学習等のサポートとして就労学習障害金を与えてください」というご意見でございます。ここにつきましては、「障害のあるかたが就労に向けて知識や技術を習得するための支援については、宮城障害者職業能力開発校でパソコン等の職業訓練を実施しているほか、本市では障害者手帳をお持ちのかたを対象にした自動車免許取得費用の助成をおこなっていること、それから障害者就労支援センター等でいろいろご相談に応じています」と回答をしております。

計画相談に関するものでございますけれども、17 番は、見込量について利用者数としてお示しをしているところですが、「見込量を事業所の数で設定したほうがわかりやすいのではないのでしょうか」というご意見でございます。ここにつきましては、「事業所によって相談支援専門員の配置の数が違いますので、単純に何箇所ということではなかなかあらわすことが難しいということで、人数でお示しをしております」という説明をしております。

18 番は、「計画相談について拡充を事業所として取り組んでいきたい」というご意見でございます。これは「ご協力よろしくお願ひしたい」と回答をしております。

次は、児童発達支援に関するものでございますが、19 番は、「言語障害や自閉症等

の発達障害の対応に関して専門家の不足や地域の連携が不明である」というご意見でございます。ここは「支援者のスキルアップ、地域連携の重要性は認識しております、今後も充実を図ってまいりたい」と回答をしております。

次は、5 ページでございます。

20 番、「発達障害を抱える子どもたちにとって理想的な支援環境を整えていただきたい」というご意見でございます。ここにつきましては、「理解者の拡大、支援ネットワークの形成など、取り組みを進めてまいりたい」と回答をしております。

21 番は、「児童発達支援事業所について、9 箇所全て児童発達支援センター化してください」というご意見でございます。ここにつきましては、「本市の指定管理施設の事業のあり方についていただいたご意見を参考に検討してまいりたい」と回答をしております。

また、22 番は、障害児の相談支援につきましてでございますが、「発達障害かどうかわからないグレーゾーンの子どもの支援が不明です」ということでございますが、ここについては、「子どもの発育・発達の相談については各区の子供家庭総合相談、またアーチルでお受けしていますので、ご相談ください」と回答をしております。

23 番は、地域生活支援事業の中の相談支援事業ですが、「実施箇所数 16 というのは何の数字でしょうか」というお尋ねでございますが、これは「事業所の数です」とお答えしております。

24 番は、次は移動支援について、「プール同行も利用可能にしてください」というご要望でございますけれども、これについては「26 年 3 月から危険回避の対応、必要な見守り支援について対象にしております」と回答をしております。

25 番は、次は専門性の高い意思疎通をおこなう者の養成研修で、手話奉仕員や要約筆記などの活動の拡大が求められているのではないのでしょうか」というご意見でございますが、これにつきましては、「こちらでも重要性を認識しておりますので、施策の推進に努めてまいります」と回答をしております。

次に、社会参加促進事業でございますが、26 番は「障害者のかたの仲間づくりや生涯学習の取り組みを強化していきたい」というご意見でございますので、「今後ともご理解、ご協力をお願いしたい」と回答をしております。

27 番につきましても、「センターでの福祉の充実や地域との連携を強化していきたい」というご意見でございますので、「ご協力をお願いいたします」とお答えしております。

次は、今後取り組むべき事項でございます。

28 番は、差別解消に関してでございますが、「誰もが気軽に参加できるような事業を通して理解啓発を進めていくことが重要です」というようなご意見でございます。これにつきましては、「非常に重要な課題であると認識しているので、様々な機会を通じて理解の促進に努めてまいりたい」と回答をしております。

29 番は、「差別解消、虐待防止に努めるような講習会を実施していきたいです」というご意見です。これについては「今後ともご協力をお願いしたい」と回答をしてお

ります。

30 番についても、同じような形で「地域・企業を含めた市民の方々を対象に差別解消など、就労支援センターと連携し、取り組みたい」というご意見でございました。

次、サービスの充実と質の向上でございますが、31 番は、計画について「サービスが盛られていますけれども、きちんと行き届くようにしてください」ということでございます。これについては、「適切な情報提供、啓発などの取り組みを進めていきたい」と回答をしております。

32 番は、計画の推進について、「福祉の現場できちんと取り込まれるように情報の周知や理解を進めてください」というご意見でございます。これにつきましても「情報周知に努めてまいります」と回答をしております。

その他のところでございますけれども、第 4 期計画への直接的なご意見ではありませんが、33 番は、「視覚障害者のかたに対する各種奉仕員などの養成をおこなっているので、お手伝いをしていきたい」というご意見でございます。

34 番は、「ヘルパーのマンパワーが不足しているので、人材育成、人材確保の充足が望まれる」というご意見でございます。

35 番は、「災害時の対応施策について、特に身体的・精神的に困難を抱えるかたへの支援が必要だ」というご意見でございます。これにつきましては、「現在、要援護者登録制度に基づいていろいろ取り組みが進められており、また、地域版の避難所運営マニュアルの作成も進められています。さらに、精神保健福祉審議会で精神障害者のかたの災害時における支援体制について検討しております」と状況のご説明をしております。

最後、7 ページでございます。

7 ページ以降について、36 番は、「申請の窓口チラシを置かせていただきたい」など個別のご要望等が載っているものでございます。

37 番は「『はあとぽーと仙台』が古くなってきているのでぜひ建てかえていただきたい」というご要望でございます。

38 番は、「認知症対策も重要になってきます」というご意見でございます。このところにつきましては、現在高齢者の計画も新しい計画が昨日の審議会で最終的な議論がされたところでございますけれども、高齢者の計画で認知症対策も重要な課題として位置づけられて進められていることをご説明しております。

なお、39、40、41、42 番については、ご覧をいただければと思います。

以上がパブリックコメントに寄せられたご意見、それから本市の考え方でございます。

## (2) 協議事項

・「第 4 期仙台市障害福祉計画（平成 27～29 年度）案」について

事務局

続きまして、これらのご意見等を受けまして、計画の最終的な案についてご説明し

(高橋課長) てまいります。パブリックコメントでは施策の進め方に関するご意見がほとんどでございまして、中間案への修正はないと考えているところでございますけれども、文言の整理、それからよりわかりやすくするために修正をおこないましたので、資料の 2-1、それから資料の 2-2 の両方を見比べながらご覧いただければと思います。

まず、資料 2-1 の 8 ページでございます。到達目標の 2 行目のところです。ここについては、国の指定項目であるということをお記しております。

9 ページの 2 の計画期間において重点的に取り組む事業については、7 ページにモニタリング調査の結果をお示ししておりますけれども、それらの結果を踏まえているということを書き加えてございます。

10 ページの (2) の生活介護事業所の設置促進については、施策の趣旨を具体化し、表現の統一のため、言葉を加えてございます。

10 ページの、(3) 児童発達支援事業の充実についても、より具体的な表現に文章を直してございます。

11 ページは、新しく加わっているところでございます。障害者家族支援等推進事業、レスパイト事業でございます。27 年度から 1 箇所を新設し、現在 12 箇所あるものを 13 箇所にするということの計画を入れてございます。これは中間案をお示しする段階では予算の関係で載せられない状態でございました。議会が昨日から始まっておりますけれども、議会に出されている新しい予算の中で 1 箇所増設するというところで要求をしているところでございますので、今回書き加えております。

11 ページの (5) についても、わかりやすく趣旨を具体化し、表現の統一をおこなうために文章の修正をしております。

(6) の相談支援体制の充実につきましても、趣旨の具体化、それから表現の統一をおこなうために文言の修正をしております。

次は 13 ページの見込量の推計の考え方でございます。こちらは見込量の詳細ページのご案内を追記をしております。それから、文章の中、利用者数の推移のところ、現在とこれまでというのを文言の整理をいたしました。

2 番目の項目のところ、提供体制確保のための方策というふうにしてございましたけれども、見込量というふうに直しまして、よりわかりやすい表現に変えております。

(1) 障害福祉サービスの見込量確保のための方策のところでございますけれども、最初に総括的な説明を追記いたしまして、あと具体的なサービス内容についても説明を補足しているところがございます。

(2) につきましても、(1) と同様に相談支援についての考え方、総括的な説明を追記をしたところでございます。

次、14 ページでございます。

(4) 地域生活支援事業の各項目の「提供体制」を「見込量」に直してございます。最初の地域生活支援事業についての考え方、総括的な説明を加えて、よりわかりやすくするというのをしております。

16 ページ、19 ページにもありますが、訪問系サービスのところ、時間分と書いて

おりましたが、表現がわかりにくいので、ひと月当たりの時間ということで表現の修正をしております。これは 19 ページの（４）のところも同様の修正をしております。

18 ページの 7 番、中央のところですがけれども、日常生活用具給付事業の第 3 期実績のところでございますけれども、数字の誤りがございましたので修正をさせていただきます。

22 ページは、今後取り組むべき事項でございますけれども、ここにつきましては、取り組むべき事項を設定するに当たっての本市の基本目標や現状を踏まえているということについての説明を加えております。

22 ページ、（１）相談支援体制の充実のところでございますけれども、区ごとの障害者自立支援協議会の設置の説明の前に、全市でおこなっている自立支援協議会の方策を追記したところがございます。

23 ページ、（５）サービスの質の向上に向けた取り組みの推進でございますけれども、ここは指導・監査が最初に出ておりましたが、事業所職員のスキルアップの部分の表現を前にしたところがございます。

次は、26 ページです。

中間案のほうでは、障害者を対象としたサービスの説明の部分だけが資料に入っていたわけですがけれども、総合支援法の枠組みについての説明も入れて、よりわかりやすくいたしました。

また、32 ページでございますが、おおもとの障害者保健福祉計画の概要をここに入れております。32 ページから 35 ページまで入っております。

36 ページにつきましては、第 4 期障害福祉計画、この計画の策定の経緯について経過を順に書き入れております。また、施策推進協議会の委員名簿、協議会の設置条例を資料編として付けております。

中間案からの修正点については以上でございます。

会 長 　　ただいま事務局から資料に基づいて説明がありました。お手元の次第を確認していただきまして、2 つの説明を一緒にしていただきましたけれども、皆さんからのご意見は 1 つずつということで、はじめに資料 1-1、1-2 の第 4 期仙台市障害福祉計画中間案に関する意見募集（パブリックコメント）の実施結果について委員の皆さんからご意見いただきたいと思っております。ご意見などございますでしょうか。

桔梗委員、お願いします。

桔梗委員 　　今回のパブリックコメントの実施結果を今お話しいただきましたけれども、この意見募集方法について質問させていただきます。各関係部署 1 から 4 番までということで、市政だより、ホームページということで全市民に対する意見募集、それから 2 番目として区役所等々の情報センター、市民センター、この中には職業安定所等も入っていますね。3 番目として福祉関連事業所、4 番として経営者協会等の産業事業団というところで、今回の施策のところ、これまでになかったところでいえば、経営者

目線、産業振興事業団からの発信ということは今までの意見集約というところから一歩前進していて評価できるかと思ひ、よかったと思っております。ただ、市民全体での取り組みとして、満遍なくというふうに思ったときに、ここから質問ですが、児童に対する意見募集として、ここに載っていませんが、私の個人的なところでいうと、例えば仙台市が委託運営している「のびすく」ですとか、そのような児童施設等々への意見募集の配布、もしくは閲覧、何らかの発信というのはされたのでしょうか。

会 長 事務局、お願いします。

事務局 (高橋課長) のびすくにはお送りをしていなかったところがございます。ただ、児童を対象にするところとしては、放課後デイサービスに関する事業所とかそういったところには送らせていただいたところがございます。

会 長 桔梗委員、お願いします。

桔梗委員 ありがとうございます。これは、今回はおこなってしまったので、これは提案になりますが、一つはパブリックコメントをおこなう前にも少し丁寧な議論があってもいいのかなど。やはりもうなれてしまうと、今までのように既存で、時間もないので、ここの議論、話をしないで、どこでいつやるかという議論はもしかして私が欠席したときにあったとすればお許しいただきたいのですが、欠席したときにその議論がなかったとすれば、やはり時代というのは日にちとともに少し変わっているもので、こういうところはどこに周知をするのかや、意見募集をするのかというところの少しの時間というのは少し丁寧にやられていくといいと思ひました。それで、今後に向けて私からの提案です。今回、カフェの開催に関しても、市民協働のまちづくりという仙台市のスローガンの中で、その市民協働というところでの手法を使ったカフェというところを提案させていただき、今実施をされているところでございますが、市民協働のまちづくりというところ、市民課で委託事業されている、「仙台市市民活動サポートセンター（サポセン）」があると思ひます。サポセンを起点として、私の活動の経験からですけれども、サポセンの中に多分今でも「仙台市に情報の背骨を通すプロジェクト（骨プロ）」というシステムがあったと思ひます。骨プロを使っただけですと、仙台市の各事業所や、メディアテークなどに自動的に配送してくれるシステムが仙台市にございます。同時に今ご提案させていただきました児童施設、のびすく、そういうところにも骨プロのほうから自動的に配送してくれる仙台市のシステムがございます。各部署というところで上げると、市民活動のかなめとして、情報を発信できるシステムがまだ確立されていると思ひますので、サポセンを活用していただき、連携をとり、そこから発信すると割とスムーズにいくかと思ひました。それが多くの人に知っていただく、多くの人からのご意見をいただく周知方法の一つかと思ひます。

会 長 大事なお意見，ありがとうございました。次のときはそういったことも大事だということですよ。

そのほか，委員の皆さんからご意見等ございますでしょうか。

中村晴美委員，お願いします。

中村（晴） 資料 1－2 の 2 ページですが，グループホームに関しての幾つか意見と仙台市の考え方が載っております。グループホームに関してですが，仙台市の考え方として全てグループホームの設置促進に取り組んでまいりますとご回答いただいていることに対しては，本当に評価をいたしますし，そうあってほしいと思います。

ただ，意見のほうにありますように，例えば 6 番の意見のように，かつてありました共同室，例えばリビング，食堂などの備品等の補助金に使える基盤整備事業補助金などは，現在ない。それから賃貸契約の際の礼金や仲介手数料などについても現在は。現在は，4 番の仙台市のご回答にありますように，平成 26 年度に消防法それから建築基準法の用途変更に伴うその補助金は創設されて，大変これはありがたい，100 万円を限度としていただいて，使わせていただいております。私どももこれで 1 つグループホームが新設できたこと大変喜んでおります。しかし，ただそのプラスマイナスを考えますと，やはり当時あった基盤整備事業補助金や仲介手数料の礼金などの補助金なくなっているということで，どうも補助金額が減ってきているように私は感じてしまいます。グループホームの設置促進に取り組んでまいりますというご回答とのどうも整合性が私には感じられないのですが，その辺はどのようにお考えでしょうか。

会 長 事務局，お願いします。

事務局 中村晴美委員からのご質問ですが，6 番にございます備品やその賃貸借契約の礼金等（石川課長）に使える補助金につきましては，従前 40 万円を上限におこなっていたところです。消防法それから建築基準法の改正に伴いまして，事業主の方々のお話を聞くと，グループホームを設置する際に，改修等，それから消防設備の設置が必要であると伺いました。我々としてはより必ずやらなければならないこととして，額も 40 万円から 100 万円というふうに大幅に増やして今年度から対応させていただいたところです。マイナスといいますか，後退したようなところは我々のほうでは考えておらず，額的にも大きく増やしたところです。

会 長 中村晴美委員，お願いします。

中村（晴） 私の勘違いでしたら大変恐縮でございますけれども，私どもの法人が平成 18 年につくりましたグループホームのときに，この基盤整備事業としてたしか 90 万円の補

助金があり、それで様々な共用備品を購入させていただいたような記憶がございません。それは間違いでしょうか。

事務局 (石川課長) 90 万円の当時の件が手元に資料がないため、こういった形かというのがはっきりしたことが言えない状況です。今年度から始める前は、先ほど申し上げたとおり 40 万円が上限の補助を続けてきたということです。その前に何かしら手当てをしたものがあったのか、なかったのか、今は即答できかねます。

会長 では、後から確認ということでよろしく申し上げます。  
そのほか委員の皆さんからご意見等ございますでしょうか。パブリックコメントの実施結果についてです。  
市川委員、お願いします。

市川委員 確認ですが、先ほど、課長のご説明ですと、市の考え方は既にもう相手に回答したかのようなお話しの上でした。公表はされているのでしょうか。我々が今ご報告を受けていますけれども、この内容について、ここはもう少しこうすべきというような意見がまだ反映される要素があるのか、そのようなタイミング的なものがあるのか、その辺をお伺いしたいと思います。

事務局 (高橋課長) 私の説明の仕方が悪かったと思いますが、まだ公表はされておられません。このように回答したいということでございます。

会長 では、やがては公表ということで、そのかたにもお伝えになるのでしょうか。

事務局 (高橋課長) 個別にお返しはいたしませんので、公表という形でお示しをいたします。

会長 市川委員、よろしいでしょうか。  
そのほかいかがでしょうか。時間ということもありますので、次に一旦進ませていただいてよろしいでしょうか。  
中村祥子委員、お願いします。

中村(祥)委員 市川委員と同じように、これはもう決定で、ここでは意見を挟んで検討の余地がないと思っておりましたが、8 番の就労支援体制の推進で、今の制度上の給付があるのは 6 カ月の就労定着支援ですね。それを多分このかたは意見として 6 カ月以上を支援ができるような体制を何とか構築できないかということで、その回答に対して企業側に理解を求めるといったようなことがあります。多分企業側に努力してもらうことは、第 2 号のジョブコーチを持っているところであればある程度期待できるのですけれども、なかなか大手でなければジョブコーチを企業に置いているというところは少

ないものですから、どうしても利用者の特性がわかる事業所側で支援を継続する必要性がとても感じられます。なぜかといいますと、課長が変わったり、スキルがどんどん上がりますと仕事量が少しずつ増やされていきます。それは喜ばしいことですが、その都度やはり事業所の理解や、仕事の増加などで、そのかたをよく知っている事業所の者が支援に入ったほうが効果的です。それが今 6 カ月で切られてしまうと、やはり継続が難しいというのが現状だと思います。ですから、もし検討していただける可能性があるのであれば、何があるのかわからないのですけれども、ご検討いただければとても有効だと思います。

会 長 事務局、お願いします。

事務局 (石川課長) この 6 カ月以上支援してあげたい気持ちのくだりのところは、就労移行支援事業所が給付費ということで報酬として得られるのが 6 カ月までということです。それ以降のサービスというか支援については評価されないと、お金にならないということで、なかなか難しいところがこの意見の中身だと思います。国で制度設計したその部分を仙台市で報酬としてお応えできるというのはなかなか難しいというのが正直なところですが、ただ、ここの回答の下に「また」以下、様々な支援機関と連携して引き続き支援してまいるといったところがありますが、ご存じのように仙台市で就労支援センターがございまして、ここには記入しておりませんが、センターを中心にジョブコーチなど、それから企業支援のチームがありますので、そちらを使って 6 カ月以降も企業、必要なところには入りながら支援をしていきたいと思っています。

中村(祥) 委員 十分わかります。今やはり国の制度の中のジョブコーチ制度は独立行政法人が認可や教育を担っておりまして、就労移行支援事業に加算対象の配置基準でもジョブコーチが設けられた場合には多分利用される事業者がとてたくさん出てきて、より理解が進み、支援に入ることが可能になると考えておりますが、その制度に言及する手だてがどのようにしたらいいのか私どももわからなくて、そういうことは、行政で制度設計に言及していただくというルートで提言していただくことというのは可能でしょうか。議題が違うとは思いますが、追加で聞かせていただければと思います。

会 長 事務局、お願いします。

事務局 (石川課長) 今回の仙台市の障害福祉計画になじむようなお話なのかというのはあると思いますが。

(「違うと思います。すみません」の声あり)

はい。例えば政令指定都市間の会議など、障害の会議等で様々な課題があります。その中の一つとして、障害のあるかたの就労についての課題などを国に要望するとい

うような機会もありますので、そのような声があったということを認識し、会議に臨みたいと思っております。

会 長 よろしいでしょうか。  
（「はい」の声あり）  
佐々木委員，お願いします。

佐々木委員 関連してですが，ここの文言を，「また，職場定着等に関しては，ハローワークや就労移行支援事業所など」と書いてありますが，どうしても就労移行支援事業は半年間のフォローアップ期間しかないのです，例えば就労に結びつくときに必ず仙台市就労支援センターに 1 回登録をおこなっていただいて，その後の職場定着に関して就労支援センターにフォローしていただくとか，または職業センターに必ずつないで，また企業の中で問題が発生した場合は職業センターにフォローアップをしていただくなど，その制度上は難しいところを就労支援センターや，職業センターと連携をしてフォローアップ体制をつくっていくというようなところだと今の制度上でも問題がなく 1 人の就労された障害者のかたのフォローアップができると思いますので，ここの文言をハローワークというよりは職業センターと明記することのほうが就労支援という点では，ハローワークといたしますとどうしてもあっせんが主なので，フォローアップ体制というところでは職業センターのジョブコーチの介入だったり，以前もお話ししましたように，私が例えば高次脳機能障害であれば雇用管理サポーターという役割をしているので，先日も実はあるかたの継続のためのフォローアップの支援に雇用管理サポーターとして初めて入りました。そういった形でもう既に 4 年たったかたにも入ることができるので，できればここに職業センターと就労支援センターを明記していただくと，より具体的にフォローアップの体制，連携体制として構築していきますということが明確になるのではないのでしょうか。

会 長 ありがとうございます。それは先ほど事務局でもお話しした内容でもあるから文言をとということだと思えます。事務局，お願いします。

事務局（石川課長） ありがとうございます。文言については，いただいた意見を参考に再度事務局のほうで検討させていただきたいと思えます。

会 長 より具体的に公表のときわかりやすくなるということで，ありがとうございました。  
では，市川委員，お願いします。

市川委員 27 年度からの障害福祉サービスの中の就労移行支援事業の，ニュースとしては，定着支援のところでも 6 カ月以上 36 カ月未満については加算が設けられるというふう

に情報としていただいておりますが、書く書かないは別ですけれども、少しはよくなるのではないかとすることは一応感じておりました。

会 長 今の情報ということもまた確認していただいて、周知できるようにということですよ。

（「間に合えば」の声あり）

間に合えばです。はい。大事な情報をありがとうございました。

では、パブリックコメントについては以上でよろしいでしょうか。

では、今日の大事な議題でもありますけれども、次に資料の 2-1 と 2-2 で説明ありました第 4 期仙台市障害福祉計画（平成 27 年度～29 年度）案について、委員の皆さんからご意見等いただきたいと思っております。いかがでしょうか。

修正点について、資料で確認しながら、資料 2-1 で見ていったわけでございますけれども、委員の皆さん、ご意見よろしくお願いいたします。

市川委員、お願いします。

市川委員 11 ページの就労支援体制の推進で、表現がものすごく具体的にということにつけ加えていただいたところですが、「障害者の能力に応じて福祉的就労などから」という、その能力に応じてという言いかたが、我々が、能力をどのように判定するのか、いろいろな議論があるところで、能力に応じてというと障害者が行きたいけれど、「あなたはだめ」というような何かそういう差別的といいますか選別されそうな表現に思われてはうまくないのではないかと思いますので、もう少し何か別な言いかたはないのかなと感じております。ご検討いただければと思います。

会 長 例えばそれにかわる表現として何かこういうのもあるかもしれませんというのがありますか。

佐々木委員、お願いします。

佐々木委員 就労支援をおこなう上では「適性」という言葉はよく使われるので、「適性に応じて」はどうでしょうか。適性は違いますか。

中村（祥） 「希望に応じて」。

委 員

会 長 中村委員、お願いします。

中村（祥） 誰でも職業選択の自由が保障されているので、「障害者の要望に応じて」とすると一番私はぴったりするのですけれども。

会 長 この「能力に応じて」が「適性に応じて」、または「要望に応じて」ということで、

平成 26 年度仙台市障害者施策推進協議会（第 8 回）

委員の皆さんから修正のご意見出ましたけれども、ほかの委員の皆さん、またこれ大事なことでもあると思いますので、ご意見ありましたらよろしくお願いします。

事務局、お願いします。

事務局 (高橋課長) 「適性や希望に応じて」ではどうでしょうか。多分希望だけでもなかなか難しいところもあり、そこは適性と希望の折り合いを付けながら探していくのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

会長 事務局から「適性や希望に応じて」とありました。  
中村祥子委員、お願いします。

中村(祥)委員 適性は誰が決めるのかという問題があって、誰でもどこに就職したい、何に、どんな仕事につきたいという要望、その人の希望の変化というのは一緒に考えていくことができます。適性に応じて希望を変化するという、自己決定をするかどうかというのを支援するのが就労移行支援事業所だと思いますので、適性はやはり能力と同じで、誰かが判断します。そういうことを少しこだわっています。すみません。

会長 黒瀧委員、お願いします。

黒瀧委員 「考え」だけでよろしいのではないのでしょうか。誰でも考えますけれども。障害者はすごく敏感ですよ、いろいろな捉え方が。そうすると、簡単に「考え」だけではと思っています。

会長 そうしますと、「障害者の考え」でしょうか。  
（「考え方に依じて」の声あり）  
「考え方に依じて」という意見も出ました。いかがでしょうか。  
八木委員、お願いします。

八木委員 これは障害者といいますか、このようなことに理解のあるかただけが理解すればいい計画なのですか。能力など一般的に解釈や、定着している言葉は使えないのですか。そういう視点ではだめなのではないでしょうか。そういうご指摘のあったかたの考え方をお伺いしたいのですが。

会長 市川委員、お願いします。

市川委員 国の制度自体がもともと一般就労が主であって、そのほかの就労は二次的なものというような制度設計をされていて、その中で、「能力の高い人は一般就労ですよ」、「そうでない人は別なところを選びなさい」というような、選別するような施策のあり方

はうまくないだろう。やはり多様な就労形態があるので、本人が望んだところに行けるような支援は必要であって、ですから、「あなたは能力高いから行きなさい」とか、「行けるよ」とかではなく、少し見かたはおかしいかもしれないが、「あなたの能力は平均的ではないけれども、こういう働く場があるよ」のような、やはり多様性を認めてあげて、それでその人が行きたいところに行かせてあげるような支援がやはり必要なのであって、能力というどうしてもある意味で線引きをされてしまう。それをやはり誰が線引きをするかということ、いわゆる障害者が就労するときに、例えば工場に行っては仕事はできないけれども、机に座って印刷の校正だったらできる。こちらは能力が高いが、こちらはほとんど能力が発揮できない。ですから、仕事の内容によって非常に変わるものなのです。一般の健常者でも多分そういうことはあるかもしれませんが、障害を持った方々は、障害の程度とか障害の部位とかによって、やはりよくできるところ、できないところとかあったりするので、そういった線引きは非常に難しいと思いお話ししております。

八木委員            わかりました、ありがとうございました。

会     長            ご本人の選択ということをしっかりここにわかるようにということですよ。ありがとうございます。先ほどの希望という言葉も入れながら、「希望や適性に応じて」、適性という言葉はうまくないのでしょ。職業を本人の希望をもとに、目標と一緒に共有しながら持っていくことなのではないでしょうか。

中村（祥）            よく「特性」といいますけれども、そこでまた少し違うと思います。

委     員  
会     長

そうしますと、「障害者の希望や特性に応じて」ということもあり得るということですか。

中村（祥）            皆さんの意見を聞いていただきたいと思います。

委     員  
会     長

いかがでしょうか、皆さん。

はい、佐々木委員、お願いします。

佐   々   木            適性というのは障害者だけではなくて私たち自身も、こちらの仕事は苦手だけれども、佐々木智賀子はこっちの仕事には適性があるという形で私は使ったつもりで、誰が判断するというのではなく、私が例えばレジをおこなったら絶対とめてしまうと思うのは、注意力が足りないからです。そこには私は適性がないと自分で思っていて、ですので自分はレジ業務をしたいと思っているけれども、私の適性はないから私はレジ業務は選ばないというように、職業選択というのは、やはり何らかの評価ではありませんけれども、向き不向きというものがあってその上でやはり自分に合った仕事を

していかないと就労は長く継続しないと私は思っています。やはりある程度希望と適性があってこそ就労できるし、継続ができるものと思っていますので、書くのであれば要望と適性が合致した形が一番望ましいのではないかと思います。

会 長 適性というものも第三者，本人も考えることだからということですよ。いかがでしょうか。

八木委員，お願いします。

八木委員 そういう心配をされるのであれば，皆さんがお使いになりたい言葉の前に「みずからが自覚する」とかそういう修飾節を入れたらいかがですか。みずからが自覚すればよろしいのではダメなのでしょうか。

会 長 どうでしょうか。委員の皆さん，または事務局も含めて。

事務局 「希望や適性」ではどうでしょうか。何かやはり引っかけますでしょうか。八木委員がおっしゃった言葉をつけてしまうと非常にくどい文章になってしまうので，適性は先ほど佐々木委員がおっしゃったように，自分でも合っているか，合っていないかや，この仕事は好き，この仕事は余り得意ではないというのを自分で探しながら選んでいくと思いますので，いかがでしょうか。

会 長 いかがでしょうか。「希望や適性に応じて」ですか。

市川委員 私はよろしいと思います。

会 長 市川委員，ありがとうございます。

委員の皆さん，よろしいでしょうか。はい。では，うなずいた委員の皆さん多かったので，「障害者の希望や適性に応じて」，とても大事な，ご本人の選択ということが入ったということはとてもいいことだと思います。ありがとうございます。

では，ほかのところも含めてお願いします。

市川委員，お願いします。

市川委員 今のところでもう一箇所質問があるのですが，パブリックコメントの 3 番です。福祉施設から一般就労への移行者数ということで，仙台市の考え方に「企業側の雇用に結びつかなかった場合でも就労機会が得られるように支援します」ということで，それで一応ご意見は 70% ぐらいの人が企業に就職できないのではないかとという中で，一般就労にだけの言い方だと何か大多数の希望していてできなかった障害者の方々の就労の機会をどのように支援するのかというその視点が私はここにもう一つあっていいのではないかと思います。仙台市のほうの見解でもそのように書いてあるの

で、先ほどパブリックコメントと計画の中には余り結びつくものがなかったという課長のご説明でしたけれども、私はこここのところは結びつけていいのではないかと思います。

事務局  
(石川課長) 市川委員からお話しされましたように、確かにこの部分については表現も絡めてやはり重要な部分だと思いますので、頂戴いたしましたご意見も踏まえて修正するというにしたいと思います。

会長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

ありがとうございます。とても大事なご意見でした。

委員の皆さん、いかがでしょうか。第 4 期仙台市障害福祉計画案についてでございます。よろしいでしょうか。

中村祥子委員、お願いします。

中村（祥） 10 ページの（3）の児童発達支援事業の充実で、この前も意見を言った記憶がありますが、親子通園以外にも児童発達支援事業所がありまして、単独通園の希望もより高まっていることから、この中に 1 行、最後に「日々定員 20 名から 30 名に増加し、児童発達支援事業所とともに受け入れ枠の拡大を図ります」というような表現法で児童発達支援事業所の充実ということにも言及していただくことはできないかという希望があります。

会長 事務局、お願いします。

事務局  
(石川課長) 前回もご説明したかと思いますが、いわゆる仙台市の公の施設のサンホームの部分で間違いなく拡充、受け入れ枠を図るところをまずこの計画ではしっかり責任を持ってやりたいということで記入させていただいたところでございます。中村委員のご指摘、ご意見のとおり、民間の方々の発達支援事業についても、やはり今後充実していただきたいという思いはありますので、どういう形になるか今は文言が浮かびませんけれども、この文章について再度検討したいと思います。

会長 中村祥子委員から大事な指摘をいただきました。その文言についてはしっかり検討するというところでよろしいでしょうか。はい。

では、委員の皆さん、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

白江委員、お願いします。

白江委員 16 ページの居宅、いわゆる訪問系サービスの見込量ですけれども、サービスの種類 1 から 5 が書かれてあり、この見込量の根拠というのでしょうか、例えば 1 人当た

りの利用時間数を増やしていくような方向性であるとか、それから今度、重度訪問介護の対象も少し変わってきましたし、強度行動障害のかたの取り組みも増えてくるわけですが、そういった見込みはどのように考えられたのでしょうか。

会 長 事務局、お願いします。

事務局 (石川課長) こちらの見込みにつきましては、過去の実績、それから今後の障害のあるかたの増加や、利用の状況、対象者が増えるという不確定な要素もありますけれども、基本的には実績とそれから障害の増える状況等を加味して見込んだところです。1人当たり幾らというのが、なかなかサービスの種類によって様々ですので、そこは単純に1人何時間掛ける何倍という量にはならないところもあると思います。それぞれのサービスごとにやはり見込みを立てて、それを合算した形でこちらの全体の見込量としたところです。ただ、お間違えいただきたくないのは、ここが上限ですよとか決してそういうことではなくて、あくまでも仙台市としてはこういう数字で推移していくのではないかという見込みということですので、必要なかたに必要なサービスを提供するという姿勢で、今までもやってまいりましたし、今後もそのとおりやっていきたいと考えています。

会 長 よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。

そのほか委員の皆さんからありますでしょうか。よろしいでしょうか。

では、この会議中のご意見ということはここまでとさせていただきますけれども、また、ただいまいただいた意見もありました。また、市長への答申ということもありますし、そのほかに会議終了後、ご意見がありましたら、2月10日までに事務局にファクスしていただくなどありますが、その範囲の中でできるだけしっかりした答申案をつくっていきたいと思いますので、そのように進めてよろしいでしょうか。いただいたご意見につきましては、会長、副会長、事務局で調整させていただいて答申案に盛り込むというようなことで進めさせていただいてよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

そのようなことで、時間も迫ってまいりましたので、お手元の次第にその他とあります。

### (3) その他

会 長 (3) その他です。皆さんから何かございますでしょうか。いかがでしょうか。

では、皆さんからなければ事務局からその他ということになりますけれども、いいですか。では、事務局からその他についてお願いします。

事務局 今日お手元にお配りしております、まず1つは第4回ココロン・カフェ、3月1日

(高橋課長) 開催するものでございます。第 3 回目、1 月 27 日におこないまして、事例についてご検討いただきました。事例そのものに対しての検討だけではなく、それをきっかけにご自身の体験や、お考えとか、また事例を通して具体的なご意見もいろいろ出てきまして、大変私たちも参考になりましたし、ご参加いただいたかたもいろいろこれからどうしていったらいいかということと一緒に考えることができるとてもよかったというような感想を頂戴しているところでございます。3 月 1 日につきましても、ぜひ委員の皆さんもご参加いただきまして、一緒にカフェをおこなっていただければと考えております。

また、青い用紙で、ココロニュース第 3 号ができましたので、お手元にお配りをしております。これまでの取り組みについてのご報告でございますので、ご覧いただければと思います。

もう一つ、チラシでございますが、3 月に開催する国連防災世界会議の中で、「障害者の視点からのコミュニティ全体で備える防災まちづくりへの提言」ということで、パブリックフォーラムを企画してございます。阿部会長にもご登壇いただきまして、震災時の状況、特に仙台については宮城県沖地震を想定して震災前からいろいろ取り組んできたこともございますし、震災が発生する中でその取り組みが活かされたもの、または想定できなくて大変苦労したことなど、あと震災後に取り組んだことなど様々なことがございますので、そういうことをご報告いただけるということになってございますので、ぜひ 3 月 17 日の午前午後、第 1 部、第 2 部とございますので、ぜひ皆さんにもご参加いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

会 長 ありがとうございます。では、事務局からのその他はただいまのことでしたけれども、皆さんからその他はよろしいですか。  
では、桔梗委員、お願いします。

桔梗委員 先日、事務局のほうから 2 月 10 日回答希望日ということでグループインタビューの日程調整のメーリングが届いていました。私、前回お休みをしたので、いただいた議事録はさらっと読ませていただいていたのですが、今回のグループインタビューで具体的に答えていただける企業、もしくは団体というのは、ある程度は載っていたのですが、現状どのぐらい決まっているのかということと、今回のグループインタビューでのヒアリングの内容というのはここで議論されたのでしょうか。お願いします。

会 長 事務局、お願いします。

事務局 (高橋課長) 対象となるかたについてはご報告をしていましたけれども、具体的なヒアリング内容自体についての議論というのは施策推進協議会の中ではしてはいない状況です。

桔梗委員 ありがとうございます。何か私いなかったのでも何とも言えませんが、毎回そうです

けれども、それでよかったのでしょうかというのがひとつ、今それを聞かされたので、ヒアリング内容、皆さんで擦り合わせをしなくてグループインタビューでいいのかなと、ずっとこの流れだったのではないのかと、いつも反省があったのではないのかというのがありましたので、お聞きしました。

それから、具体的な施設、グループインタビューをする対象者については、一部載っていましたが、民間事業者に関しては具体的な企業名は載っていなかったと思います。今回の対象になれるヒアリング対象者の企業と、皆さんに同じものが届いているはずですが、この日程のどこに事業者が入るのかによっても、多分皆さんこの時期年度末で非常に忙しいところで、あえてこの時期にグループインタビューをされるのであれば、事業者によって丸をつけるかたもいらっしゃるのではないかと私個人はそう思います。全部に丸をつけてしまってドタキャンもいけないと思いますし、丸をつけるにもちょっと時間がなさ過ぎるので、どこのグループインタビューに入りたいかというところも少し具体的にあると答えやすいと思います。今全くわからない状態で答えにくかったものですから、わかっている範囲で今教えてください。

事務局 (高橋課長) すみません。桔梗委員には、また個別にお話差し上げたいと思いますけれども。

事務局 (福井主幹) グループインタビューについてでございますけれども、前回の施策推進協議会でお示ししたとおり、3グループ、交通や、労働関係、あとはサービス提供事業者関係のほうには今私どもで訪問などをさせていただきながら引き受けていただけるかどうか調整をしているところでございますので、まだ今の段階でどの日にどの団体がというところまでは決定はしていないところです。今回皆さんにお送りいたしましたのは、あくまでも参加可能だとする場合のおおよその日程の確認でして、どの団体がどこというようにはお示しできず申し訳ございませんが、可能な日について丸やバツをつけていただければと思います。よろしく願いいたします。

桔梗委員 企業先もまだ未定ということがよくわかりましたので、どうもありがとうございます。

会長 はい、ありがとうございます。

では、その他についてよろしいでしょうか。

では、本日の議事についてはこれで終了させていただきます。どうもありがとうございました。

(5) 閉会

署名人

中村祥子

